

術も高度のものが必要とされる。この自動車整備工場の取締および指導に関して、自動車分解整備事業の認証および優良自動車整備事業者の認定の両制度がある。

(1) 自動車分解整備事業の認証 自動車の分解整備事業を経営しようとするものは、陸運局長の認証を受けることを必要とし、このための条件として一定の設備と検査主任者の選任が要求される。自動車の分解整備を行った場合には、陸運局長の行う分解整備検査を受けなければならないが、陸運局長の認証を受けた分解整備工場において、分解整備ならびに完成検査を行った場合には、これを省略しうることになっている。ここで自動車の分解整備とは、自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、制動装置、緩衝装置、連結装置、かじ取装置、電気自動車の制御装置の重要部分を取りはずして行う、自動車の整備および改造をいうのである。

(2) 優良自動車整備事業者の認定 自動車整備工場のうち設備、整備技術、管理組織および経営状態の優良なものを、申請により運輸大臣が優良自動車整備事業者として認定して広く世間に公示し、自動車使用者の便宜をはかるとともに、その優秀な整備技術を公に証明することにより、自動車整備事業の育成をはかることを目的とするものである。

参考文献 運輸省自動車局監修 日本自動車整備振興会編 自動車修正基準解説 (昭和28年)。運輸省自動車局監修 全国小型自動車整備振興会編 二・三輪自動車修正基準の解説 (昭和27年)。(飯塚良政)

じどうしゃせんいたくぎょうむせいど 自動車線委託業務制度

1 概 説

国鉄自動車の創設は昭和5年当時における緊縮財政の影響によるもので、鉄道の新線建設を自動車によって代行することが、主たる目的とされていた。したがって鉄道と自動車との一貫輸送を建前とし、旅客・手小荷物および貨物の取扱いは、できるだけ鉄道との通し運送が行えるように駅が設置されて今日に至っている。しかし同じ国鉄の経営でも、鉄道と自動車では自然その内容を異にするので、自動車線の駅は創業当時から、鉄道のように、すべて駅員を配置してこれを直営する方法をとらないで、運輸量や立地条件等の点から、駅の種類を3段階に分けて設置されてきた。すなわち 1 駅員配置駅 2 業務委託駅 3 駅員無配置駅である。

このほかに旅客の利便をはかるために、乗降場がつくられているが、これは制度上駅の範囲には入らない。

昭和5年国鉄自動車創業当時における駅設置基準を掲げてみるとつぎのようである。

(1) 駅員配置駅

ア 人口5,000人以上の町で、旅客や荷物の多い場所

イ 操車に必要な場所

ウ 折返し運転および乗務員の指導監督上必要な場所等に該当する場合は、とくに詮議(せんぎ)の上駅員配置駅を設置して、旅客・荷物および貨物の取扱と、乗務員の指導監督および輸送上の連絡手配等を行わせる。

岡多線の開業に当り、岡崎康生町、拳母昭和町、瀬戸記念橋、品野に初めて駅員配置駅が設置された。

(2) 業務委託駅

駅員配置駅を設置するほどの業務量はないが、荷物・貨物のおとくに多い場所には業務委託駅を設け、この荷物・貨物の取扱業務を、駅員のかわりに小運送業者に委託して行わせる。したがってこの駅で乗降する旅客はすべて車掌が取扱うことにした。

岡多線の開業に当り、三河岩津・市之倉・中水野に初めて業務委託駅が設置された。

(3) 駅員無配置駅

(1)(2)以外の場所には、駅員無配置駅を設置して旅客・車扱貨物の取扱をするが、実際には旅客は車掌が取扱い、貨物は指定された受持駅が行うので、駅設置は単なる運賃起算点の意味しかないことになる。

以上の方針は、あまり変化なく20余年続けられてきたが、のちに述べるように昭和27年から、乗車券類委託販売制度が本格的に実施される際に、駅員配置駅の全部を業務委託駅に転換するほか、多数の駅員無配置駅または乗降場で乗車券の委託販売を実施したので、今日においては、自動車線の重要な駅はほとんど委託駅になっている。

2 委託業務の変遷

(1) 初期における委託業務

国鉄自動車が初めて岡多線を開業した当時は、鉄道でも特別小口扱および集配付小口扱貨物の集配作業、手小荷物の配達作業および小口扱貨物の積卸作業等は、小運送業者に対して請負に付されていたので、国鉄自動車も鉄道との通し運送を行う関係から、鉄道と同様の請負の形で駅務の委託が行われた。

当時の請負人は国際通運株式会社であったが、国鉄自動車の集配料金は、つぎのように定められていた。

ア 小口扱貨物

(イ) 鉄道を特別小口扱貨物として通し運送する場合

30 kg まで	10 銭
以上 30 kg までを増すごとに	5 銭

(イ) そ の 他

60 kg まで	15 銭
以上 30 kg までを増すごとに	5 銭

イ 車扱貨物

1 t まで	1 円 20 銭
以上 500 kg までを増すごとに	40 銭

昭和7・8・1から計算単位および料金が、つぎのように改正された。

ア 小口扱貨物

(イ) 鉄道を特別小口扱貨物として通し運送する場合

30 kg まで	10 銭
以上 10 kg までを増すごとに	2 銭

(イ) そ の 他

60 kg まで	15 銭
以上 10 kg までを増すごとに	2 銭

イ 車扱貨物

1 t まで	1 円 10 銭
以上 100 kg までを増すごとに	8 銭

昭和10・10・1特別小口扱制度の改正(小口扱貨物の集配制度を廃止し、特別小口扱貨物は全面的に集配制度として指定運送店扱とした)に伴ない、自動車線における請負契約は全面的に修正されて、持込料の支払義務・持込料最低額の店頭掲示・下払料金率の指定または変更・省の監督強化等を明示した条項が加えられ、集配料金もつぎのように改正された。

50 kg まで	14 銭
以上 10 kg までを増すごとに	2 銭

(2) 日通の元請以後における委託業務

小運送業に対する経済的統制を行うため、昭和12・10に設立された日本通運株式会社は、陸運統制令の施行とともに次第に統制力が強化され、昭和17・4に行われた貨物取扱制度の大改